

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年7月25日

水曜日

第4380号

目次

告 示

- 小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 1
- 道路の供用開始 3
- 平成30年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会

公 告

- 平成30年度砂利採取業務主任者試験の実施 4
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 5

告 示

富山県告示第361号

小型機船底びき網漁業の許可の申請期間について

富山県漁業調整規則（昭和39年富山県規則第61号）第7条第2項の規定により、次に掲げるA海域内の海域を操業区域とする漁業法（昭和24年法律第267号）第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を次のとおり定めたので、同規則第7条第3項の規定により公示する。

平成30年7月25日

富山県知事 石 井 隆 一

A海域

下記の(1)及び(2)を結んだ直線と(2)から(3)までの150メートル等深線並びに(3)から(19)までの17点を順次結んだ16直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- (1) 富山県と石川県との最大高潮時海岸線における境界点
- (2) (1)の点から80度00分（真方位。以下この表において同じ。）の線と150メートル等深線との交点
- (3) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と150メートル等深線との氷見市阿尾鼻からの最初の交点

- (4) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線との交点
 - (5) 高岡市伏木港右岸赤燈台から40度00分の線上 1.6海里の点
 - (6) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線上 1.7海里の点
 - (7) 高岡市伏木港右岸赤燈台から60度00分の線と氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線との交点
 - (8) 氷見市阿尾鼻と富山市四方漁港西防波堤突端を結んだ線と高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線との交点
 - (9) 高岡市岩崎鼻と滑川市櫛原神社森の頂点とを結んだ線と射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線との交点
 - (10) 射水市海老江中央宮の森の頂点と片貝川河口左岸とを結んだ線と富山市水橋漁港西防波堤突端から 323度00分の線との交点
 - (11) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 323度00分の線上 2.6海里の点
 - (12) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 2.6海里の点
 - (13) 富山市水橋漁港西防波堤突端から 332度00分の線上 3.0海里の点
 - (14) (13)の点と片貝川河口左岸とを結んだ線と滑川市櫛原神社森の頂点と黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点とを結んだ線との交点
 - (15) 黒部市生地鼻から 270度00分の線上 2.0海里の点
 - (16) 下新川郡入善町芦崎西端から 315度00分の線上 2.0海里の点
 - (17) 下新川郡入善町吉原と入善町田中との最大高潮時海岸線における境界点から 0度00分の線上 2.0海里の点
 - (18) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点から 356度00分の線上 2.0海里の点
 - (19) 富山県と新潟県との最大高潮時海岸線における境界点
- 申請期間

平成30年8月1日（水）から同月15日（水）まで

富山県告示第362号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において7月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成30年7月25日

富山県知事 石 井 隆 一

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 | 縦覧場所 |
|----------------|----------------------------------|------------|--------------|
| 県道 小杉婦中線 | 射水市鷺塚 602番1から 射水市戸破字神明 606番まで | 平成30年7月25日 | 高岡土木 センター |

富山県告示第363号

平成30年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会
について

美容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により平成30年度管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、告示する。

平成30年7月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人美容師美容師試験研修センター
- (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

2 講習日程及び講習科目

| 日程 | 年月日 | 午前 | | | 午後 | | |
|-----|-------------|------|-----|------|-----|------|-----|
| 第1日 | 平成30年11月12日 | 公衆衛生 | 1時間 | 衛生管理 | 2時間 | 公衆衛生 | 3時間 |

| | | | | | |
|-----|-------------|------|-----|------|-----|
| 第2日 | 平成30年11月19日 | 衛生管理 | 3時間 | 衛生管理 | 3時間 |
| 第3日 | 平成30年11月26日 | 衛生管理 | 3時間 | 衛生管理 | 3時間 |
| 計 | | 18時間 | | | |

3 受講料 16,000円

4 受講予定人員 管理理容師 10名
管理美容師 70名

5 講習会場の名称及び所在地

- (1) 名称 自治労とやま会館
- (2) 所在地 富山市下新町8番16号

6 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター
- (2) 所在地 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟9階

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

平成30年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成30年7月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年11月9日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 401号室

2 受験手続

(1) 受験願書等の受付期間

平成30年10月1日（月）から10月22日（月）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8

時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による提出の場合は、平成30年10月22日（月）までの消印があるものを有効とする。

(2) 受験願書等の提出先

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部河川課

3 問合せ先

富山県土木部河川課（電話 076 - 444 - 3324）

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年7月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

協同組合入善ショッピングセンター 下新川郡入善町柵山1336番地

2 店舗を設置する者 協同組合入善ショッピングセンター

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）建物西側 100台

（変更後）建物西側ほか 100台

4 変更の日 平成30年10月10日

5 変更の理由 駐輪場の利便性並びに機能の改善を目的として、一部駐輪場の移設を行い、施設を設置するため。

6 届出の日 平成30年7月12日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年7月25日から平成30年11月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由